

専攻科支援金（7～3月）に関する提出物について
 （7～3月の専攻科支援金額を決定するための手続きです）

専攻科支援金に関する書類を配布します。下記の書類を提出期日までに提出してください。

◆ 提出期限と提出方法

◇ 2023年6月23日（金）（事務室の提出ボックスへ）

※ 原則持参提出としますが、実習等やむを得ない事情がある場合は郵送で提出することができます。郵送提出の場合はウラ面の注意事項をよくご確認の上ご提出ください。

◆ ケース別提出物

ケース●

← 本校ではあなたのケースをこのように判断しています。万一異なるケースの書類が配布されている場合は、会計課（0721-26-7736）にご連絡ください。

- ◇ ケース① 専攻科支援金受給者のうちマイナンバーで判定されている5年生の生徒
 - 所得判定に係る必要事項確認書（様式オ）
 - ※（様式オ）1枚だけを提出（マイナンバーの提出は不要）

- ◇ ケース② 専攻科支援金受給者のうち課税証明書で判定の生徒（生活保護世帯除く）
 - 収入状況届出書（様式ウ）
 - 2023年度（令和5年度）課税証明書 - 保護者全員分（コピー不可）
 - ・市町村民税の課税情報（課税所得額（課税標準額）及び調整控除の額）の記載があるもの
 - ・高等学校等専攻科支援金等に係る課税証明書（補足）（様式エ）を役所窓口に出し発行を依頼すること。不明な点があれば、役所のご担当者様からウラ面の問い合わせ先に確認してもらってください

- ◇ ケース③ 専攻科支援金受給者のうち生活保護世帯の生徒
 - 収入状況届出書（様式ウ）
 - 生活保護受給証明書（課税証明書の代用／コピー不可）

- ◇ ケース④ 専攻科支援金を受給していない生徒

直近（5年生は前年度7月、4年生は今年度4月）の専攻科支援金受給資格認定の申請をしなかった生徒、申請したが不認定になった生徒がこれに当たります

 - ◇ 7月以降の受給資格認定を希望する場合（ケース④の1）
 - 受給資格認定申請書（様式ア）
 - 個人番号カード（写）等貼付台紙（様式イ）
 - ◇ 7月以降の受給資格認定を希望しない場合（ケース④の2）
 - 受給資格認定申請書（様式ア）に日付、生徒氏名、学年・組・番号を記入の上、「 就学支援金の受給資格の認定を申請しません」と「申請しない場合の理由」に✓して提出

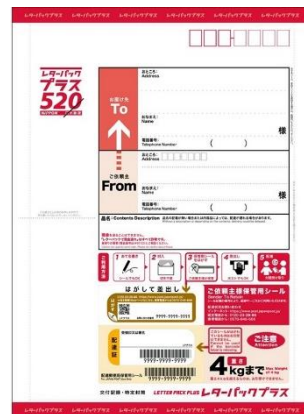
◆ 郵送提出する場合の注意事項

◇ 郵送方法

- 紛失防止等のため追跡可能なレターパックプラスでご郵送ください。
- レターパックは、郵便局やコンビニ等で購入できます。
- 「お届け先」には下記を記入

586-8577 大阪府河内長野市楠町西 1090 番地 大阪暁光高等学校 事務室 会計課 0721-26-7736

- 「ご依頼主」には、保護者ではなく、「生徒氏名」「学年・組・番号」を明記してください。
- 「品名」には「書類」と書いてください。



◇ 本人確認書類の追加が必要

- ケース④の1に該当し、個人番号カード（写）等貼付台紙を郵送提出する場合は、本人確認書類として保護者全員の写真付き身分証明書（マイナンバーカードのオモテ面、運転免許証、パスポート等のいずれか）のコピーをA4の用紙に貼り付けて同封が必要です。（学校に持参提出する場合は不要）

◇ 提出用封筒も同封

- 郵送提出する場合は、この書類が入っていた提出用封筒を二つ折りにしてレターパックに同封してください。

◆ その他注意事項

- ◇ 2023年4月1日～現在までに、以下のいずれかが発生していて学校にまだ届け出ていない人は会計課に連絡してください。
 - 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合
 - 離婚・死別・再婚等による保護者等の変更があった場合
 - 生活保護を受けることになった場合
 - 生活保護が停止された場合
 - 転居した場合

- ◇ 本校発行の書類では、下記の通り各種制度名を略称表記することがあります。ご了承ください。

制度の正式名称	略称
大阪府私立高等学校等 <u>就学支援金</u>	就学支援金
大阪府私立高等学校等 <u>授業料支援補助金</u>	支援補助金
大阪府私立高等学校等 <u>専攻科授業料支援金</u>	専攻科支援金
大阪府私立高等学校等 <u>奨学のための給付金</u>	奨学のための給付金